

生駒市条例第 8 号

生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 13 日

生駒市長 山下 真

生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

生駒市道路占用料に関する条例（昭和 35 年 6 月生駒市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

道路占用料額

占用物件	基準		料金	
	期間	単位		
第 1 種電柱	1 年	1 本	6 1 0 円	
第 2 種電柱	1 年	1 本	9 4 0 円	
第 3 種電柱	1 年	1 本	1, 3 0 0 円	
第 1 種電話柱	1 年	1 本	5 5 0 円	
第 2 種電話柱	1 年	1 本	8 7 0 円	
第 3 種電話柱	1 年	1 本	1, 2 0 0 円	
その他の柱類	1 年	1 本	5 5 円	
共架電線その他上空に設ける線類	1 年	1 メートル	5 円	
地下に設ける電線その他の線類	1 年	1 メートル	3 円	
路上に設ける変圧器	1 年	1 個	5 4 0 円	
地下に設ける変圧器	1 年	1 平方メートル	3 3 0 円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 年	1 個	1, 1 0 0 円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1 年	1 個	4 6 0 円	
地下埋	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの	1 年	1 メートル	2 3 円
	外径が 0. 0 7 メートル以上 0	1 年	1 メートル	3 3 円

設 物 類	． 1メートル未満のもの			
	外径が0． 1メートル以上0． 1 5メートル未満のもの	1年	1メートル	49円
	外径が0． 1 5メートル以上0 ． 2メートル未満のもの	1年	1メートル	66円
	外径が0． 2メートル以上0． 3メートル未満のもの	1年	1メートル	98円
	外径が0． 3メートル以上0． 4メートル未満のもの	1年	1メートル	130円
	外径が0． 4メートル以上0． 7メートル未満のもの	1年	1メートル	230円
	外径が0． 7メートル以上1メ ートル未満のもの	1年	1メートル	330円
	外径が1メートル以上のもの	1年	1メートル	660円
通 路	上空に設けるもの	1年	1平方メートル	1,900円
	地下に設けるもの	1年	1平方メートル	1,200円
	その他のもの	1年	1平方メートル	1,100円
板囲、足場、さく等工事用施設類		1月	1平方メートル	380円
広 告 物 類	看板	1年	1平方メートル	3,800円
	アーチ	1月	1基	3,800円
	広告塔	1年	1平方メートル	3,800円
標識		1年	1本	870円
アーケード(日覆を含む。)		1年	1平方メートル	1,100円
その他のもの		市長が別に定める額		

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項の規定による許可を受け、又は同法第35条の規定による同意を得ている者で、既に当該許可又は同意に係る占用料を改正前の生駒市道路

占用料に関する条例の規定により納付しているものの占用料の額については、当該占用料を納付している期間に限り、なお従前の例による。